



平成28年4月28日

各 位

会社名	東京計器株式会社
代表社名	取締役社長 脇 憲一
コード番号	7721
問合せ先	取締役管理部長 土屋 誠
電話番号	(03) 3732-2111

### 当社の「大規模買付ルール（買収防衛策）」の継続導入について

第82回定時株主総会（平成25年6月27日開催）においてご承認いただきました当社大規模買付ルール（以下「本ルール」といいます。）が、平成28年6月開催予定の当社第85回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終結の時をもって有効期間満了を迎えることから、その後の情勢変化、法令等の改正を踏まえ、継続の是非も含めそのあり方について検討を重ねてまいりました。その結果、平成28年4月28日開催の当社取締役会において、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、現在の本ルールを継続導入することを決定いたしました。本ルールの継続導入につきましては、当社監査役及び特別委員の全員から同意を得ております。

なお、本ルールの内容は別紙のとおりです。なお、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」（以下「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」といいます。）を踏まえて本ルールに基づく対抗措置の内容として当社が大規模買付者が保有する新株予約権等を取得する場合でも、その対価として金員等の交付を行わない旨を明記いたしました。

#### 1. 当社の企業価値及び株主共同の利益の維持・向上に向けた取組み

当社グループは、「グローバル化の推進」、「事業領域の拡大」及び「既存事業の強化」を中期事業計画の基本方針として掲げております。当社の保有する多種多様な技術・技能を練磨・駆使し、時代や社会が求める課題を解決することで新たな需要の創出を加速させるために、平成25年4月1日より事業部制からカンパニー制に変更しました。さらに、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上、適正なリスクテイクを支える環境整備、適正な情報開示と透明性確保等を追及する「攻めのガバナンス」の強化を推進してまいりましたが、今般、取締役会の監督機能をより一層強化するとともに、監督と業務執行を分離し迅速な意思決定を行うために、社外取締役が過半数を占める「監査等委員会」を有し、取締役会の業務執行権限の相当な部分を取締役に委任することのできる監査等委員会設置会社への移行を、平成28年6月開催予定の定時株主総会においてご承認されることを条件に実施することとなりました。一方、我が国経済は、各種政策の効果により景気は緩やかな回復基調が続いているものの、原油価格の急落、米国の利上げ観測の台頭による新興国経済の減速懸念、中国経済成長の鈍化等による海外景気の下振れリスクから予断を許さない状況が続いております。当社グループは、このような事業環境下において、熾烈なグローバル市場での競争に勝つために、グループ全体の経営資源を有効活用することにより必要な開発、

生産、販売、サービスなどの環境を整備し、経営資源に不足があれば業務提携、M&Aなどで補強して競合他社を凌ぐ競争優位の継続的な創出に邁進してまいります。

## 2. 本ルールの必要性

当社グループは、持続的成長による企業価値向上を実現し、もって当社株主共同の利益を向上させるため、前述の中期事業計画を着実に推進し、事業構造を柔軟で強固なものと変革していく所存です。当社取締役会は、これらの事業構造の変革を確実に実行していきますが、これと共に、当社の企業価値または株主共同の利益を低下させる買収を防ぐことは、株主の皆様から経営を委任された当社取締役会の責務であり、また権限でもありと考え、向こう3年間は、会社の支配に関する基本方針に照らし、不適切な買収者による買付行為を抑止するための枠組みが必要であると考えております。他方、近年では株主構成比率は持ち合い株式比率の低下により非安定株主比率が増加の傾向にあり、今後もわが国の資本市場において買収行為が継続的に行われることが懸念され、この場合において、株主、投資家等に対する十分な情報開示がなされることなく、大規模な株式の買付けがなされ、結果として対象会社の企業価値及び株主共同の利益を損なうような買収行為の生じ得る可能性が十分考えられ、当社においてもその可能性が否定できないと考えます。

当社取締役会は、当社に対し買収提案が行われた場合に、買収行為が当社企業価値及び株主共同の利益向上に資するものかどうかを株主の皆様に適性に判断していただくために必要かつ十分な情報と時間、当社取締役会と買収行為者との交渉または買収行為に対する当社取締役会の意見、代替案を提示する機会の確保を確実化することにより、株主の皆様の判断の機会を保証するとともに、株主の皆様が誤信されることを防止するために必要な措置を講じること、ならびに当社企業価値及び株主共同の利益を毀損するような買収行為を防止するために必要な措置を講じることが必要であると考えています。このようなことから、当社取締役会は、買収が企業価値に及ぼす影響についての判断を可能とするためのルールを策定し、当社の企業価値または株主共同の利益を著しく低下させる買収に該当すると判断した場合には、対抗措置を発動することとしています。

なお、現在、当社が買収提案を受けている事実はございません。

## 3. 本ルールの合理性

### (1) 買収防衛策に関する指針及び東京証券取引所の規則の要件を充足していること

本ルールは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）、「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」並びに株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」における買収防衛策の導入に係る遵守事項（開示の十分性、透明性、流通市場への影響及び株主の権利の尊重）を完全に充足しています。なお、「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえて本ルールに基づく対抗措置の内容として当社が大規模買付者が保有する新株予約権等を取得する場合でも、その対価として金員等の交付を行わない旨を明記いたしました。

### (2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本ルールは、上記2.「本ルールの必要性」にて記載したとおり、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かについて、当社取締

役会の代替案を含め買収提案者の提案を十分に検討するために必要な情報と相当の期間を確保することによって株主の皆様が適切にご判断を行うことができるようにすること及び株主の皆様のために買収提案者と交渉を行うこと等を可能とし、もって当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として導入したものです。

### (3) 株主意思を重視するものであること

本ルールは、第76回定時株主総会（平成19年6月28日）において、その導入のご承認をいただいた後、第79回定時株主総会（平成22年6月29日）及び第82回定時株主総会（平成25年6月27日）において、その継続のご承認をいただいております。

そして、本ルールの有効期間の満了に伴い、本定時株主総会において本ルールに関する株主の皆様のご意思を問う予定であり、本定時株主総会における株主の皆様のご承認をもってその継続の可否が決定することから、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。また、本ルールの継続の決定後、本ルールの有効期間中であっても、当社株主総会において本ルールを廃止する旨の決議が行われた場合には、本ルールはその時点で廃止されますので、いつでも株主総会にご提案いただいて本ルールを廃止することができます。

### (4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本ルールにおける対抗措置の発動等に際しては、当社から独立した社外者のみで構成される特別委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされています。また、特別委員会によって、当社取締役会の恣意的行動を厳しく監視するとともに、特別委員会の判断（勧告）の概要については、株主の皆様へ情報開示されることとされており、本ルールの透明な運用を担保するための手続きも確保されております。

### (5) 合理的な客観的発動要件の設定

本ルールは、あらかじめ定められた合理的な客観的要件、すなわち、当該大規模買付行為が当社の企業価値または株主共同の利益を著しく低下させると合理的に判断される場合（例えば、①真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を当社または当社関係者に引き取らせる目的であると判断される場合、②当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密、主要取引先や顧客等を買付提案者やそのグループ会社に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的があると判断される場合、③当社の経営を支配した後に当社の資産を買付提案者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的があると判断される場合、④当社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けを目的としていると判断される場合、⑤強圧的二段階買収（最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）を予定して当社株式の大規模買付行為を行う等当社の株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあると判断される場合、⑥いわゆる反社会的組織、またはその組織が支配・関与する個人・団体による大規模買付行為、⑦大規模買付者による大規模買付行為後の経営方針及び事業計画が著しく不合理であると判断される場合、⑧当社取締役会の経営方針及び事業計画（大規模買付者による大規模買付行為後の経営方針及び事業計画に対する代替案を含みます。）に著しく劣ると判断される場合）に該当しなければ対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣

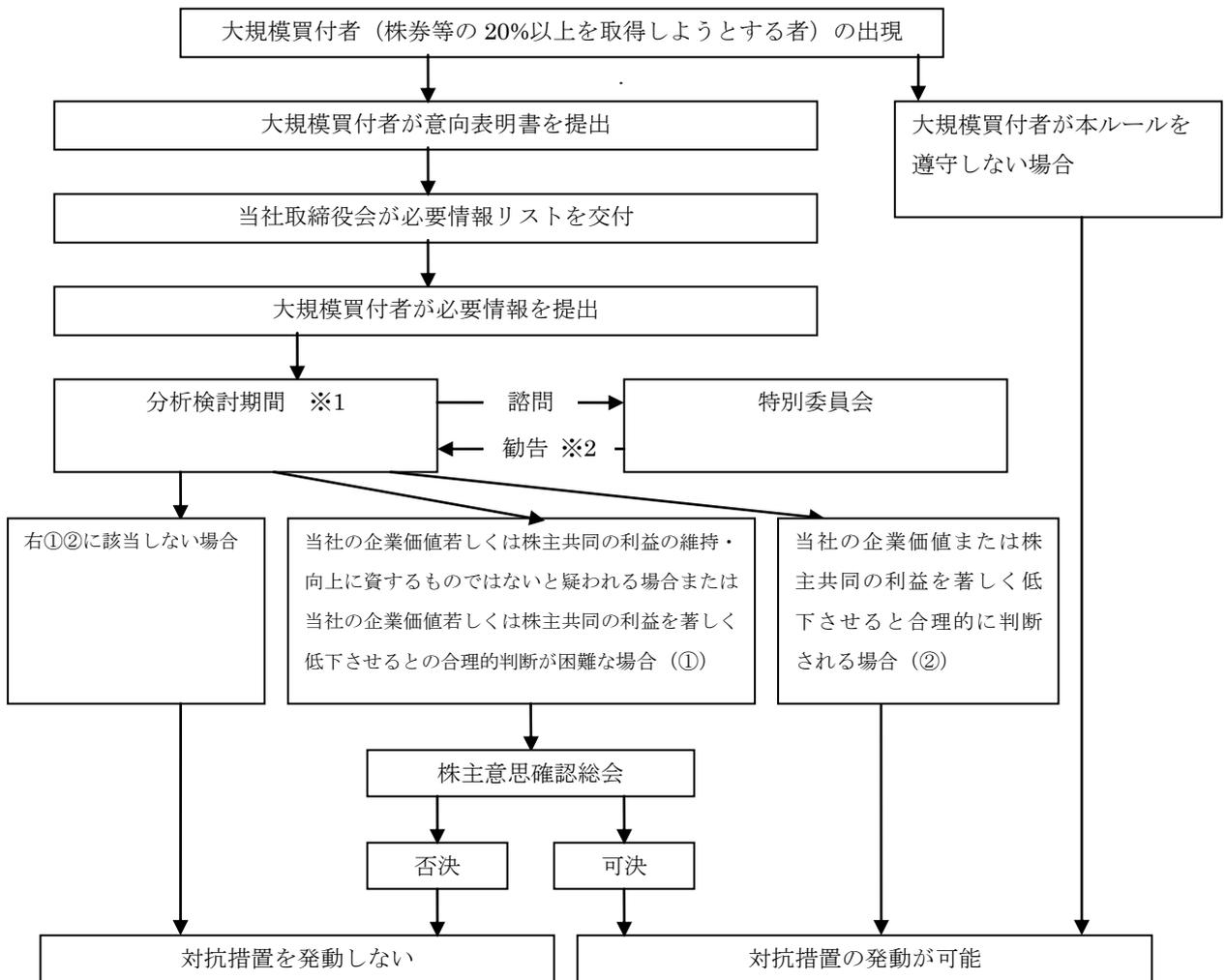
意的な発動を防止するための仕組みが確保されています。

(6) デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本ルールは、上記(3)のとおり、株主総会決議によりいつでも廃止することができ、また、取締役会が大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値または株主共同の利益を低下させる買収には該当しないと判断した場合には本ルールを適用しないこととできるため、当社の株式を大量に買い付けた者が、当社株主総会で、本ルールを廃止したり、取締役を指名し、かかる取締役で構成される当社取締役会の決議をすること等により、本ルールの発動を阻止することが可能です。従って、本ルールは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社の取締役任期は 1 年とされており、かつ、解任要件を加重していませんので、本ルールは、スローハンド型買収防衛策（取締役の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間がかかる買収防衛策）でもありません。

【本ルールについてのフローチャート】

本チャートは、あくまで本ルールに対する理解に資することのみを目的として参考として作成されています。本ルールの詳細については、大規模買付ルール本文をご参照下さい。



※1 分析検討期間は原則として、60 営業日以内としますが、当社取締役会は必要がある場合には、30 営業日を上限として延長します。

※2 特別委員会は、当社取締役会に対して対抗措置の発動が適当か否か、あるいは発動の適否の判断が困難なので最終的に株主意思を確認するのが適当である旨を勧告し、当社取締役会は、この勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動に関して決議を行います。

## 別 紙

### 1. 本ルールを導入とその目的—当社の企業価値または株主共同の利益の維持

当社取締役会は、特に中長期的な観点から、当社の企業価値及び株主共同の利益を維持・向上させていく所存でございますが、これと共に、当社の企業価値または株主の共同の利益を低下させる買収を防ぐことは、株主の皆様から経営を委任された当社取締役会の責務であり、また権限でもあると考えております。

一方、現状では、何人でも、企業価値を低下させる買収であるか否かについて判断するための十分な開示を行わずに、会社経営に対して影響を持ち得る数の株式を取得することが可能であります。このようなことから、当社取締役会は、買収が企業価値に及ぼす影響についての判断を可能とするためのルールを策定し、当社の企業価値または株主共同の利益を著しく低下させる買収に該当すると判断した場合には、対抗措置を発動することといたしました。

### 2. 本ルールの内容

#### (1)大規模買付行為の意義

当社の発行する株券等（※1）を買い付ける者のうち、大規模買付ルールの対象となる者は、①当該買付者を含む株主グループ（以下、「大規模買付者グループ（※2）」といいます。）の議決権割合（※3）を20%以上とすることを目的とする買付行為を行おうとする者、または、②当該買付けの結果、大規模買付者グループの議決権割合が20%以上となる買付行為を行おうとする者（以下①及び②の買付行為の一方または双方を「大規模買付行為」といい、これを行おうとする者を「大規模買付者」といいます。）です。

※1 株券等とは、別段の断りのない限り、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

※2 大規模買付者グループとは、(1)当社の株券等の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）または(2)当社の株券等（この(2)では、同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

※3 議決権割合とは、(1)大規模買付者グループが、※2(1)の場合は、当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有の保有株券等の数（同項に規

定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。)を加算するものとし  
ます。)または(2)大規模買付者グループが、※2(2)の場合は、当該大規模買付者及  
び当該特別関係者の株券等保有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等  
所有割合をいいます。)の合計をいいます。各株券等保有割合の算出に当たっ  
ては、総議決権(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)及び発行  
済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価  
証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出され  
たものを参照することができるものとします。

## (2)大規模買付者による必要情報の提供

大規模買付者には、大規模買付行為を開始する前に、当社宛に、大規模買付者の  
名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び大規模買付行為によっ  
て達成しようとする目的の概要を明示し、本ルールに定められた手続を遵守する旨を  
約束した書面(以下、「意向表明書」といいます。)をご提出いただきます。当社取  
締役会は、大規模買付者から提出された意向表明書受領後10営業日以内に、大規  
模買付者に対し、以下の各事項を含み当社取締役会が大規模買付者の行為が当社の  
企業価値または株主共同の利益を低下させる買収に該当するか否かを判断するた  
めに必要と考える情報(以下、これらを「必要情報」といいます。)の提供を要請する  
必要情報リストを交付します。当社取締役会は、大規模買付者から提供された情報  
が十分ではないと認めた場合、大規模買付者に対して、十分な必要情報が揃うまで  
追加的に、情報の提供を要求します。

当社取締役会は、大規模買付者から意向表明書が提出された事実、当社取締役会  
に必要情報が提供された場合及び提供情報の検討・分析を開始した場合にはその旨  
を開示します。また、必要情報について、当社株主の皆様の判断のために必要であ  
ると認められる場合には、適切と判断される時期に、その全部または一部を開示し  
ます。

本必要情報の具体的な内容は、大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容に  
よって異なりますが、一般的な項目としては以下の事項を含みます。

- ①大規模買付者グループの概要
- ②大規模買付行為によって達成しようとする目的及び内容
- ③買付対価の算定根拠及び買付資金の裏付け
- ④大規模買付者が当社の経営に参画した後に想定している経営方針、事業計画、  
財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策、人事政策等が当社企業価値ま  
たは株主共同の利益を低下させるものではないことを判断するために必要か  
つ十分な情報

### (3)当社取締役会による分析・検討

当社取締役会は、大規模買付者から必要情報の提供を受けた日から起算して60営業日以内の期間（ただし、当社取締役会は、必要がある場合には、この期間を、30営業日を上限として延長することができます。この場合、延長期間と延長理由を開示します。）（以下、「分析検討期間」といいます。）、外部専門家の助言を受けるなどしながら、必要情報の分析・検討を行い、当社取締役会としての意見を取りまとめ、公表します。当社が分析検討期間を60営業日と定めているのは、当社の営む事業が前述のとおり多様なステークホルダーに大きな影響を与える事業であること、特に防衛事業は、取り扱う情報が防衛省との契約により「防衛秘密の保全」として厳重に管理されているものもあり、わが国の防衛政策に大きく関係する事業であることから、大規模買付行為の企業価値に与える影響を慎重に検討する必要があるためです。当社取締役会は、分析検討期間中、必要に応じて、大規模買付者と交渉し、また、株主の皆様に対する代替案の提示を行うことがあります。

### (4)株主意思確認のための株主総会

当社取締役会は、必要情報を分析・検討した結果、大規模買付者による大規模買付行為後の経営方針及び事業計画等が不合理であると疑われる場合、当社取締役会の経営方針及び事業計画等（大規模買付者による大規模買付後の経営方針及び事業計画等に対する代替案を含みます。）に劣ると疑われる場合、その他当社の企業価値または株主共同の利益の維持・向上に資するものではないと疑われる場合には、直ちにその旨を公表し、速やかに株主意思の確認のための株主総会を招集して、対抗措置の発動の要否に関する議案を付議します（ただし、実務上の手続等を勘案して、既に開催することが予定されている株主総会において付議することが、より迅速かつ適切であると判断する場合には、当該株主総会において議案を付議します。）。

なお、取締役会の上記判断においては、特別委員会の勧告（後記4.）を最大限尊重して決議を行います。

### (5)対抗措置発動の中止または停止

下記3(1)または3(2)において、大規模買付者に対して、株主意思確認総会または当社取締役会が具体的対抗措置を講ずることを決議した後、当該大規模買付者から当社取締役会に対して大規模買付行為の撤回・変更または代替案の提示があった場合、または対抗措置発動の事実関係に変動が生じた場合には、当社の企業価値または当社株主全体の共同の利益を損なうか否かについて十分に検討した結果、対抗措置の発動が適切でないとは判断したときは、対抗措置の発動により生じる株主の皆様の権利の確定前であり、かつ株主の皆様の利益を損なわない場合に限り、当社取締役会は対抗措置の発動の中止または停止を行うことがあります。

このような対抗措置発動の中止または停止を行う場合は、速やかに情報開示を行います。

#### (6)大規模買付行為の開始可能時期

大規模買付行為は、分析検討期間の経過後（株主意思確認株主総会が招集された場合には、当該株主総会において対抗措置の発動に関する議案が否決された後）にのみ開始することができるものとします。

#### (7)本ルールの適用除外

当社取締役会は、上記(3)の分析・検討の結果、あるいは、それ以前であっても、大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値または株主共同の利益を低下させる買収には該当しないと判断した場合は、以後本ルールを適用せず、また、対抗措置を発動しない旨を直ちに決議し、当社取締役会が適切と判断する時点で公表します。

### 3. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

#### (1)大規模買付者が本ルールを遵守しなかった場合

大規模買付者が本ルールを遵守しなかった場合、当社取締役会は、新株予約権の発行等を含む会社法その他の法律及び当社定款の下で可能な対抗措置のうちからそのときの状況に応じ最も適切と判断した手段（ただし、対抗措置の内容として当社が大規模買付者が保有する新株予約権等を取得する場合でも、その対価として金員等の交付を行いません。）を選択し対抗措置を発動することがあります。なお、本ルールを遵守したか否かを判断するにあたっては、大規模買付者側の事情をも合理的な範囲で十分勘案し、少なくとも必要情報の一部が提出されないことのみをもって本ルールを遵守しないと認定することはしないものとします。

#### (2)大規模買付者が本ルールを遵守している場合

当社取締役会は、大規模買付者が本ルールを遵守している場合には、大規模買付行為に対する対抗措置を発動しません。ただし、当該大規模買付行為が当社の企業価値または株主共同の利益を著しく低下させると合理的に判断される場合（例えば、①真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を当社または当社関係者に引き取らせる目的であると判断される場合、②当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密、主要取引先や顧客等を買付提案者やそのグループ会社に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的があると判断される場合、③当社の経営を支配した後に当社の資産を買付提案者やそのグループ会社等の債務

の担保や弁済原資として流用する目的があると判断される場合、④当社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けを目的としていると判断される場合、⑤強圧的二段階買収（最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）を予定して当社株式の大規模買付行為を行う等当社の株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあると判断される場合、⑥いわゆる反社会的組織、またはその組織が支配・関与する個人・団体による大規模買付行為、⑦大規模買付者による大規模買付行為後の経営方針及び事業計画が著しく不合理であると判断される場合、⑧当社取締役会の経営方針及び事業計画（大規模買付者による大規模買付行為後の経営方針及び事業計画に対する代替案を含みます。）に著しく劣ると判断される場合）には、前記(1)と同様の対抗措置を発動することがあります。

また、株主意思確認のための株主総会において、対抗措置の発動が承認された場合にも、対抗措置が発動されます。

#### 4. 対抗措置を発動する場合の手続き

当社取締役会は、大規模買付者に対して対抗措置の発動に関して、発動が適当か否か及び発動が適当であるとしても、最終的に株主意思を確認するのが適当か否かを判断する場合、その判断の公正性を確保するために、事前に、当社取締役会から独立した組織として設置される特別委員会に対抗措置の発動の適否を諮問します（特別委員会の概要については添付資料のとおりです。）。

特別委員会は、当社取締役会からの諮問に基づき、外部専門家の助言を受けるなどしながら意見を取りまとめ、当社取締役会に対して対抗措置の発動が適当か否か、あるいは発動の適否の判断が困難なので最終的に株主意思を確認するのが適当である旨を勧告し、当社取締役会は、この勧告を株主の皆様へ開示した上で、この勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動に関して決議を行います。なお、当社取締役会が委員会に諮問して答申を受けるまでの期間は、2(3)に定める検討分析期間に含まれます。

#### 5. 株主の皆様・流通市場への影響

##### (1)本ルール導入時

本ルールの導入時点においては、新株予約権の発行等の法的な措置は講じられませんので、株主の皆様の権利関係に変動は生じませんし、株価形成を歪めることもありません。

## (2) 対抗措置発動後

当社取締役会は、当社株主の皆様（当社の企業価値または株主共同の利益を著しく低下させる買収を行う者を除きます。）が格別の損失を被りまたは株価形成を歪める類型の対抗措置の発動を想定しておりません。

当社取締役会が対抗措置を発動することを決定した場合には、法令及び証券取引所規則に従って、株主の皆様が万一の不測の損失を被ることを防止すべく適時適切な開示を行います。

## 6. 本ルール適用開始、有効期間、継続及び廃止等

本ルールは、本定時株主総会における株主の皆様のご承認をもって継続することとし、有効期間は平成31年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとします。

ただし、本ルールは、本定時株主総会により継続が承認され発効した後であっても、株主総会において本ルールを廃止する旨の決議が行われた場合には廃止することができるものとします。また、本ルールの有効期間中であっても、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から随時改正ができるものとし、その場合は、取締役会において決議した日の直近の定時株主総会にて、株主の皆様のご信任を得ることとします。このように、当社取締役会が本ルールについて変更を行った場合には、その内容につきまして速やかに開示します。

なお、本ルールに関する法令、当社が上場する金融商品取引所の規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合等、株主の皆様の不利益を与えない場合には、必要に応じて特別委員会の賛同を得たうえで、本ルールを修正または変更する場合があります。

以 上

## 添付資料 特別委員会の概要等

### 1. 特別委員会の委員

特別委員会は、当社取締役会からの独立性の確保及び企業経営に関する判断能力の観点から、当社取締役会の過半数の承認を受けた以下の要件を満たす委員 3 名以上 5 名以下により構成されます。

- ① 当社または当社の子会社の業務執行取締役、執行役若しくは会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）または支配人その他の使用人でなく、かつ、過去に当社または当社の子会社の業務執行取締役、執行役若しくは会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）または支配人その他の使用人となつたことがない者
- ② 企業経営についての一定以上の経験者・専門家・有識者等

### 2. 当初委員の略歴

中 東 正 文（なかひがし まさふみ）

昭和40年 9月生まれ

平成 元年 3月	名古屋大学法学部卒業
平成 3年 3月	名古屋大学大学院法学研究科修士課程修了
平成 3年 4月	名古屋大学法学部助手
平成 5年 4月	中京大学法学部専任講師
平成 8年 4月	名古屋大学法学部助教授
平成11年 4月	名古屋大学大学院法学研究科助教授
平成14年 4月	名古屋大学大学院国際開発研究科助教授
平成17年 4月	名古屋大学大学院法学研究科教授（現在に至る）

高 山 崇 彦（たかやま たかひこ）

昭和41年 7月生まれ

平成 元年 3月	中央大学法学部法律学科卒業
平成 5年 4月	最高裁判所司法研修所入所
平成 7年 4月	大阪地方裁判所判事補
平成 9年 4月	東京地方裁判所判事補、キヤノン株式会社出向
平成10年 4月	東京地方裁判所判事補
平成11年 7月	法務省民事局付検事
平成18年 4月	東京地方裁判所判事
平成19年 4月	第一東京弁護士会登録、TMI 総合法律事務所に パートナーとして参画（現在に至る）

松崎 信（まつぎき まこと）

昭和17年11月生まれ

昭和40年 3月 千葉商科大学商経学部商学科卒業

昭和44年	4月	等松・青木監査法人（現 有限責任監査法人トーマツ） 入社
昭和46年	3月	東京大学大学院経済学研究科修士課程修了
昭和47年	11月	公認会計士登録
昭和60年	6月	監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ） 代表社員就任
平成17年	4月	千葉商科大学大学院会計ファイナンス研究科教授就任
平成19年	12月	監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ） 退社
平成20年	4月	千葉県公益認定等審議会委員就任
平成21年	3月	荏原実業株式会社監査役就任
平成28年	3月	同社監査等委員である取締役就任（現在に至る）

〈ご参考〉

当社株主の状況（平成 28 年 3 月 31 日現在）

1. 会社が発行する株式の総数 250,000,000 株
2. 発行済株式の総数 85,382,196 株
3. 株主数 8,726 名
4. 大株主の状況（上位 10 名）

株主名	持株数（千株）	出資比率（%）
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	4,997	6.02
東京計器協力会	4,724	5.69
株式会社三井住友銀行	4,133	4.98
東京計器取引先持株会	2,821	3.40
東京計器従業員持株会	2,748	3.31
日本生命保険相互会社	2,350	2.83
株式会社横浜銀行	2,329	2.81
三菱UFJ信託銀行株式会社	2,117	2.55
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	1,894	2.28
山内正義	1,813	2.19

（注）1. 出資比率は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

2. 当社は、自己株式 2,421,665 株を保有していますが、上記の大株主からは除いておりません。

3. 出資比率は自己株式を控除して計算しております。

5. 所有者別株式分布状況（株式数比率）

	株式数	株式数比率（%）
①金融機関	25,763,433	30.17
②一般個人	40,957,466	47.97
③その他法人	10,808,571	12.66
④外国人・外国法人	3,369,752	3.95
⑤自己株式	2,421,665	2.84
⑥金融商品取引業者	2,061,309	2.41